

## 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

奈良県（以下、「甲」という。）と公益社団法人奈良県栄養士会（以下、「乙」という。）は、災害時における栄養・食生活支援活動について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、奈良県地域防災計画（以下、「県防災計画」という。）に基づき、甲が行う保健医療活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、災害時における要配慮者等に対する保健医療活動としての栄養・食生活の支援活動を実施するため、必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請することができる。（様式第1号）

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに災害時栄養支援チーム（以下、「栄養支援チーム」という。）を編成し、甲が指定する被災地域に派遣するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時において情報、通信の途絶等により甲から派遣要請がない場合にあつては、緊急やむを得ない事情として自らの判断により栄養支援チームを派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により栄養支援チームを派遣したときは、甲との情報、通信の途絶等がなくなった後速やかに甲にその旨を報告し、その承認を得るものとする。（様式第2号、第3号）

### （指揮命令）

第3条 甲は、保健医療活動の総合調整を図るため、乙の実施する栄養・食生活支援活動を指揮するものとする。この場合において、栄養支援チームに対する指揮は、乙の代表者を通じて行うものとする。

### （活動）

第4条 栄養支援チームが行う活動は、次のとおりとする。

- (1) 被災者（要配慮者を含む）に対する栄養・食事相談
- (2) 避難所等における衛生指導、栄養・健康教育
- (3) 特殊栄養食品（アレルギー除去食品、高齢者用食品、病者用食品その他災害時に特別な配慮を要する者に供する食品をいう。）等の提供
- (4) 被災地域の栄養・食生活に関する情報収集、分析
- (5) その他必要な事項

### （輸送）

第5条 乙が派遣する栄養支援チームの輸送は、原則として乙が行うものとする。

### （報告）

第6条 乙は、第4条に規定する活動を行ったときは、その状況を記録するとともに、活動終了後速やかに甲に報告するものとする。（様式第4号、第5号、第6号）

### （費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣した栄養支援チームが、第4条に定める活動を実施した場合に要する次の各号に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 栄養支援チームの派遣に要する費用（別に定める別表1の額）

(2) 栄養支援チームが活動に使用した特殊栄養食品等の提供に要した費用

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要し、甲が必要と認めたもの

2 前項に定める費用の額については、法令に定めるもののほか、実費を原則として、甲乙協議して定めるものとする。

3 費用の請求にあたっては、乙は甲に対して派遣にかかる費用の明細を添付するものとする。

#### (損害補償)

第8条 本協定に基づき実施した活動中に、乙が派遣した栄養支援チームの構成員が死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなった場合の損害補償は、乙が負担するものとする。

#### (体制の整備)

第9条 乙は、災害時において迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、栄養支援チームの派遣体制の整備に努めるものとする。

2 甲と乙は、互いに災害対応に関する連絡先及び担当者を報告するものとする。なお、変更が生じた際は、その都度速やかに相手方に対し報告を行うものとする。(別紙1)

#### (紛争処理)

第10条 この協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

#### (訓練、研修)

第11条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が実施する訓練、研修等に乙の参加を要請することができる。

2 甲は、乙が人材育成、技術向上等を図るため、乙が行う訓練、研修等の企画及び実施に協力するものとする。

#### (協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### (協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの申し出がないときは、期間満了の日の翌日から更に1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年4月20日

甲 奈良市登大路町30番地  
奈良県  
知事 荒井 正吾

乙 磯城郡田原本町大字三笠22-1  
サンライズ三笠Ⅱ201  
公益社団法人奈良県栄養士会  
会長 松田 仁